

令和6年8月9日

令和6年度第5回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和6年8月9日（金曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 柳川庁舎 2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和6年8月9日（金曜日） 午後2時42分

4. 議案

- 議案第31号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第32号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第33号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第34号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
- 議案第35号 農用地利用集積等促進計画の作成の要請について
- 報告第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について
- 報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 安部 浩一	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 建秀	5番 木村 孝芳	6番 工藤 隆志
9番 澤田 今日一	12番 西澤 清光	13番 西塚 伸
14番 野口 友子	15番 福士 修身	16番 堀内 俊春
17番 三上 紘史	19番 山田 正樹	

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

7番 窪寺 洋志	8番 齊藤 光朗	10番 中村 美喜雄
11番 成田 貴吉	18番 安田 昌樹	

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1番 千島 修	2番 赤田 千草	4番 工藤 隆正
6番 風晴 繁雄	7番 山内 洋一	8番 山田 五月
9番 川村 富子	10番 川村 忠則	11番 小泉 作郎
12番 金井 直也	13番 石川 正光	16番 石村 英康
17番 猪股 康行	19番 細川 隆雄	

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

3番 福士 博人	5番 木立 忠徳	14番 奈良岡 和也
15番 野呂 正幸	18番 出町 鉄昭	

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	小 笠 原 訓 史	事務局 次 長	工 藤 哲 也
事務局 分 室 長	佐 藤 保	主 幹	相 馬 康 宏
主 幹	古 田 正 之	主 査	山 内 武 志

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長より出席委員の報告

在任委員の過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立することをご報告いたします。

では、議長、よろしくお願いいたします。

○議 長 (西澤清光会長職務代理者)

それでは、ただいまから、令和6年度第5回青森市農業委員会月例総会を開会します。

なお、議事録作成のため録音しておりますので、発言の際はマイクを受取ってから発言くださるようお願いいたします。

○議 長 (西澤清光会長職務代理者)

続きまして、議事録署名者を指名いたします。

13番西塚伸委員、14番野口友子委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長 (西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

○議 長 (西澤清光会長職務代理者)

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、会期は今日1日と決定いたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ただいまより議案審議に入ります。議案第31号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

所有権移転が5件、賃借権設定が2件となります。

個別の内容につきましては、議案書の2ページから3ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。

申請事由としては、譲渡人又は貸人については労力不足又は払下げ希望があったためであり、譲受人又は借人については、経営規模の拡大及び新規就農のためという理由となっております。

これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している「調査書」とおとりとなります。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、2ページの所有権移転 申請番号 40 番●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者を入場させてください。

（●●●●氏 入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

●●さん、まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

青森市浪岡の●●●●と言います。申請に至った理由・動機は、今回中古物件を購入した所、同じ所有者から宅地の隣の畑も勧められ、この機会に野菜作りを始めようと申請に至りました。

農機具は所有者からそのまま譲り受けること、耕運機は藤崎町に畑を所有・耕作している知人農家から借りる予定です。いずれは、収穫した野菜をお店に来店したお客様へ配り、本業である中古車販売のサービスとして繋げていければと考えています。よろしく願いします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくをお願いします。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷といいます。●●さん本日はご苦労様です。2点程お尋ねします。

まず1点目です。●●さんこれまで農業をやった経験はあるか、もしあるとすればどのような農業に取り組んだか、その辺もしあればお知らせ願いたい。それが1点目です。

2点目です。今日の案件は趣味というか本格的ではない農業ですけれども、今後規模拡大して本格的にやってみようかなという気持ちがあるものかどうか、この2点お尋ねします。

○●●●●氏

畑の経験はないです。今後はとりあえず趣味でやって、後はまだわかりません。

○1番（秋谷進委員）

はい。じゃあ野菜づくり、今回初めてやる。頑張ってください、本格的に農業に参入していただければ。ウエルカムでございますので、ありがとうございます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

それでは、私の方から。指導する方とか誰かいるのですか。

○●●●●氏

友達で畑やっている人がいて、その人から聞きます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、頑張ってください。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

○各委員

(意見なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

ないようですので、それでは、●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

(●●●●氏 退場)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

続きまして、3 ページの賃借権設定 申請番号 42 番 ●●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者を入場させてください。

(●●●●●氏 入場)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

●●●さん、まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●●氏

青森市田茂木野に住んでおります●●●●●と申します。2010年頃から農業に興味を持ちまして、情報収集等を行ってまいりました。バイトなどで農作業を手伝って、自分で就農したいという思いがありまして、現在は青森市幸畑の●●●●●さん、ミニトマト農家さんのもとの研修を行っており、新規就農を目指しております。

最初は農協さんを中心に販売しまして、その後インターネット販売やイベント販売など販路を拡大していきたいと思っております。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

それでは、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくをお願いします。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

はい、秋谷委員。

○1 番（秋谷進委員）

1 番秋谷と言います。1 点お尋ねします。

●●●さん、ハウスでミニトマトづくりをしたいという希望のようですが、ハウス栽培の具体的な内容、例えばハウス 1 棟何坪を想定しているのか、そういうハウス栽培の具体的な内容をお知らせくださればと思っております。よろしく申し上げます。

○●●●●●氏

これからですけれども、現在、補助事業にハウスの資金補助の申請をしております、100 坪ハウスを 2 つ初年度申請予定です。申請が通れば、100 坪ハウスを 2 棟建てる予定です。土工になります。5 年目までにもう一つハウスを見つけて、3 棟ミニトマトのハウスを作りたいと考えております。

○1 番（秋谷進委員）

はい、ありがとうございました。ハウス作る時は雪ね。青森雪が多いですから、雪を片付けやすいような配置に工夫した方がいいと思います。

○●●●●●氏

はい、わかりました。

○1 番（秋谷進委員）

ありがとうございました。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

はい、野口委員。

○14 番（野口友子委員）

14 番野口です。ハウスの方で減価償却の数字があがっているのですけれども、これは何年計算の減価償却費ですか。

○●●●●●氏

すみません。数字の方はサポートセンターの方のフォローをいただきまして、書類を作りまして、すぐにはお答えできないんですけれども、しっかり勉強したいと思います。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

野口委員よろしいですか。

○14 番（野口友子委員）

私も、減価償却って建物のもつ価値によって、10年とか20年とか、ハウスって何年なのかなと知りたかったので、どなたか委員の方で知っている方いたら教えてもらえれば。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

はい、安部委員。

○2 番（安部浩一委員）

だいたい、農業の設備投資って5年で減価償却。長いので7年かな。だいたい、5年で減価償却って数字出しています。25万って数字だと、計算するとハウスは200万ちょいくらいかなと思います。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

ないようですので、それでは、●●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

（●●●●●氏 退場）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

はい、木村委員。

○5 番（木村孝芳委員）

5番の木村です。2ページの青森市の所有権移転有償とあるけれども、これ青森市の何ですか。94町歩、何をやっているんですか。



○事務局

すみません。94 町歩は青森市が所有している農地の面積になります。

○5 番（木村孝芳委員）

何を作っているんですか。

○事務局

農地台帳を見ると 94 町歩って出てくるんですけども、ほとんどが、道路敷地だったり、道路用地だったり、学校用地だったり、田んぼのままになっていますので登記地目が。ですので、台帳に出てくるんですよ。

○5 番（木村孝芳委員）

それは直さないの。

○事務局

登記地目がそのままですの。

○5 番（木村孝芳委員）

なんで直していないの。

○事務局

用地買収した道路、こちらの方では直せません。

○5 番（木村孝芳委員）

なんで。

○事務局

用地買収した方で直していない。

○5 番（木村孝芳委員）

用地買収どこでやっているの。

○事務局次長

用地課です。

○5 番（木村孝芳委員）

用地課はいいんだけど、責任者は市長でしょ。

市長が農地持っているでしょ。台帳上は。農地じゃなかったら、農地以外に地目変更すればいいじゃないの。なんでやらないの。

○事務局局長

通常でいくと、すべて都市整備、道路とかで変わった場合、用地買収した後はそのままになります。

ただ、残地の部分に関しては農地としてそのまま残るような形になります。今の場合、場所的にいけば、架線用地のわきに一部空いているようなところがあって、周辺の農家の方が買う場所になっているので。

普通でいけば、青森市に限らず、県でも全部、ほとんど道路用地とかっていう変更を確かかかかっていなかったと思いました。

○5 番（木村孝芳委員）

面積 94 町歩でしょ。

○事務局局長

市で所有する。

○5 番（木村孝芳委員）

94 ヘクタールなんでしょ。

○事務局

台帳上、そうなっています。

○5 番（木村孝芳委員）

94 町歩全部、農地なんでしょ。

○事務局

地目見れば、農地です。

○5 番（木村孝芳委員）

だから、現況に合わせればいいじゃない。

なんで、できないの。

○事務局

農業委員会では。

○5 番（木村孝芳委員）

農業委員会でやるかどうかは別として、市長でしょ、責任者っていうのは。

○事務局

市の所有ですね。

○5 番（木村孝芳委員）

直せばいいじゃない。

○事務局次長

確認して、後ほどお知らせします。

○5 番（木村孝芳委員）

お知らせください。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

次に、議案第 32 号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

## ○事務局

本案は、農地の転用を目的とした農地法第5条の許可申請が6件であり、その内訳は、所有権移転が4件、賃借権設定に関する許可申請が2件となっております。

申請場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。

それでは、申請番号12番、13番、14番は関連がありますので一括して説明させていただきます。右上に「議案第32号 関係資料①」と記載している資料をご覧ください。

資料をめくっていただいて、裏面2ページ目から4ページ目までが許可申請書で、譲受人、譲渡人、及び転用目的は記載のとおりです。

5ページ目が案内図、6ページ目から10ページ目が法務局の地図、11ページ目が公図合成図、12ページ目が計画概要、13ページ目が土地利用計画図、14ページ目が農地転用計画書、15ページ目から27ページ目までが土地登記簿、28ページ目から30ページ目までが法人登記簿、31ページ目が候補地比較検討表、32ページ目が青森農業振興地域整備計画の変更通知書となっております。

それでは1ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件をも満たさない「その他の農地」と判断されます。その他の農地とは、具体的には、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」とされており、今回の申請地は、水稻の栽培がされていたが、その収量は、10aあたり約420kg、青森市の平均が609kgとなっておりますので、青森市の平均値以下となっているため、「生産性の低い農地」に該当するものと判断しております。

その他の農地の許可基準は第2種農地と同様とされており、申請に係る農地以外の周辺の土地で事業目的を達成できる場合は原則として許可できませんが、当該申請は、周辺にある非農地の土地についても検討したものの、申請地のほかに事業目的に供する土地がなかったことから、第2種農地の許可基準である代替性がない場合に該当し、許可できるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、3件共に問題ないものと考えてございます。

続いて、右上に「議案第32号 関係資料②」と記載している資料をご覧ください。

申請番号15番、申請地は1筆、譲受人、譲渡人、及び転用目的は記載のとおりです。

2ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が位置図、4ページ目が法務局の地図、5ページ目が土地利用計画図、6ページ目が土地の登記簿、7ページ目が土地選定の経緯となります。

それでは1ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、申請地は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断されます。

申請地が1種農地であるため、農地転用は原則不許可となりますが、不許可の例外事由の一つに、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な

施設で集落に接続して設置されるもの」であって、第1種農地の場合「この農地以外の周辺の土地に設置することによっては、その目的が達成できないと認められるもの」という基準があり、本案件は「一般住宅の建築で、郷山前字永原の集落に接続して設置されるもの」であり、申請者が「父のリンゴ栽培を手伝っているので、郷山前地区に住宅を建てたい」と候補地を探していた中で、その目的・条件に合致した土地がなかったことから当該農地を選定したものであり、この事由に該当するものと判断されます。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

続いて、16番、17番は関連がありますので一括して説明させていただきます。右上に「議案第32号 関係資料③」と記載している資料をご覧ください。

資料をめくっていただいて、裏面2ページ目が申請番号16番の許可申請書、申請地は7筆、借人、貸人、及び転用目的は記載のとおりです。

3ページ目が申請番号17番の許可申請書、申請地は4筆、借人、貸人、及び転用目的は記載のとおりです。

4ページ目が案内図、5ページ目、6ページ目が法務局の地図、7ページ目が土地利用計画図、8ページ目が農地転用計画書、9ページ目から19ページ目が土地の登記簿、20ページ目から42ページ目までが法人登記簿、43ページ目が開発行為許可申請書、44ページ目が法定外公共物占用等許可申請書、45ページ目が道路工事施行承認書となっています。

それでは1ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、申請地は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断しており、農地転用は原則不許可となりますが、例外許可事由の一つに、特別の立地条件を必要とする事業の用に供する場合で「流通業務施設、休憩所、給油所その他これに類する施設」という基準があり、当該申請は、駐車場、トイレ、休憩の座席を備えるコンビニエンスストア店舗建築を目的とした転用であり、県道青森環状野内線沿いに位置していることから、第1種農地の不許可の例外に該当し、許可をすることができるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、2件共に問題ないものと考えてございます。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、秋谷委員。

○1 番（秋谷進委員）

事務局にお尋ねします。5 条の議案第 32 号青南商事さんが公園開発をしたいということですが、どのような目的で公園開発をするのか、その辺を教えていただければお願いしたいと思います。

○事務局

正規の目的としては、造成工事の資材にリサイクルの製品を活用して、隣接するリサイクル施設見学と併せて、資源の循環を学ぶ休憩施設として、またスポーツ活動にも利用できる公園、自由に走り回れる原っぱといったレクリエーションを楽しめる施設として整備したいということで申請にあがったとお聞きしております。

○1 番（秋谷進委員）

青南商事さん一般の民間会社ですが、こういう会社が、こういう公園をつくりたいという例は今までもあるんですか。

○事務局

最近の例としてはお聞きしたことはないですけれども、青南商事さん、スポーツ広場ということになっているんですけれども、会社の方でラグビーの方に力を入れていて、クラブチームを持っているとか協賛している状況でありますので、おそらくそういったクラブチームの活動も含めていると思います。

○1 番（秋谷進委員）

約 3 町歩ですよ。3 町 2 反くらいの開発ですけれども、結構、維持費とかもかかると言うんですけれども、どういうものでしょうね。

○事務局

維持費も年間 1,300 万円ほど計上しております、人件費であったり、草刈であったり、光熱費、機械の借り上げの料金であったりということで年間約 1,300 万円支出していくということでお聞きしております。

○1 番（秋谷進委員）

儲かっているんでしょうけれど、年間 1,300 万円維持費に使うというのは、ちょっと全部丸々 OK ですよというふうに、公園を作るのに、その辺が釈然としないものがあるんですけれども。スポーツ広場とか、職員の福利厚生のためにやるのか、何のために作るんでしょう。

○事務局

繰り返しになりますけれども、学生であったりが、施設見学、社会見学すると思うんですけれども、その後のお弁当を広げる広場であったり、委員がおっしゃられたとおり、社員の方にラグビー部の方がいれば福利厚生の一環もあるかもしれませんが、市民も広く使えるスポーツ広場として整備したいということも申請理由として受付しております。

多く使う機会があると思います。ラグビーとして。

○1 番（秋谷進委員）

こういう 3 町 2 反という大きい農地転用案件ですので、追跡調査した方がいいのか。うちほうとしては農地転用に同意します。その後 3 町 2 反の公園をきちんと作っていただければいいんですけれども、その辺どうですか。

○事務局

今、5 条の転用に関しては県の方からも許可の条件として転用完了後、最低 3 年間は報告していただくということが義務付けられている形になっていますので、少なくとも最低 3 年間は追跡調査を毎年させていただきます。

○1 番（秋谷進委員）

報告きた時に、併せて、農業委員会の総会で報告していただければと非常にいいなと思うんですけれども、どういうものでしょう。

○事務局

写真を見せていく形は大丈夫だと思います。

ただ、議案として扱うのは難しいのかなと思います。事前に報告という形で写真を見せて回る感じでやったり。ちょっとやり方考えますけれども、なんらかの形でお示しできればと思います。

○1 番（秋谷進委員）

はい、よろしく申し上げます。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

はい、木村委員。

○5 番（木村孝芳委員）

今の関係で 15 ページ。令和元年 7 月って今から 5 年前ですか。売買されているけれども、なぜ、5 年かかって今、農地転用の許可の申請あがってきたんですか。5 年かかった理由を教えてください。

ださい。

○事務局

はい、お答えいたします。

まず青南商事さんですけれども、手続きのご相談に来たのが令和3年になります。約2、3年間近く色々な関係各課と協議を致しておりまして、結果去年の1月に農業振興地域の除外の申請手続きを終えて、今年その許可が出て除外が終わったことから、今回の農地転用の申請に至ったということです。ちょっと時間が登記簿とは、ずれてはいますけれども、実際は水面下ではないですけれども、役所関係と協議を重ねてきた結果でございます。

○5番（木村孝芳委員）

そうすれば、役所関係の協議をする前に、土地を買っちゃっているでしょ。仮登記で。

○事務局

土地は仮登記の通りで令和元年に買っております。

○5番（木村孝芳委員）

その2年後に役所関係に相談をした。

○事務局

はい。

○5番（木村孝芳委員）

普通であれば、土地を寝かすわけにいかないじゃないですか。金出しているわけだから、金寝ちゃうわけでしょ。金あるところだから、別に我々がコメントする訳じゃないけれども、普通であれば、今のローソンとか例えば5年も寝かせてから許可申請するわけないでしょ。

だから、後からつけた理屈じゃないの。スポーツ公園作るとかそういうことは。最初に土地を買っちゃって後から、目的をひねり出したという形にしか見えないけれど、どうなんですか。

○事務局

こちらとしては、取得してしまっていたものを公園として整備したいということで各課、農業委員会であったり、建築指導課などに話がきていたので、その前のどういう意図で取得したかということまでは推し量ってはいないです。

○5番（木村孝芳委員）

どういう意図で会社が購入したかは誰もわからないじゃない、会社以外。普通は5年も寝かせ



ておかないですよ。私の田んぼの周りは20年30年寝かせているけれども。

だから、先に農地買うって別の目的あって買っているんじゃないの。そこについては聞きましたか。

○事務局

そこまでは確認してはいないですけども、公園を作りたいということで相談が始まっているので、その前の本当は違うんじゃないかという聞き方はこちらとしてはしていません。

○5番（木村孝芳委員）

そういうことじゃなくて、なんで。

○事務局

先に買ったのかということですね。

計画来た段階で、もう仮登記の状態、まさに正式に買ったという状態ではないものの、ここここここでやりたいということで計画地として、もう押さえているんだなという認識でしかありませんでした。申し訳ございませんが。

○5番（木村孝芳委員）

聞けるものなんですか。あがってきた時にそういうこと。

○事務局

なぜ、先に取得していたか。

○5番（木村孝芳委員）

聞けないの。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

工藤委員、意見ですか。

○4番（工藤隆正推進委員）

私は現場を見てきました。

私は新城地区で、その場所を何回も農地パトロールに行っていました。

何年か前から作らなくなって、周りの人に聞いたら公園つくるんだよと。仮登記つけて、もうお金もらってしまっていて、もう売ってしまっているんだと。

この間見に行ったときに、川の北側は3.2ヘクタール、手前側は1町歩くらいあるのかな。全部で4町歩くらいを造成しているけれども、手前側は更地でもう出来てしまっていて、私が思う

に、R E R で出た廃材のスラグが大釈迦に山のように積まれています。それをふんだんに使って、下にもがばっと敷いているし、コンクリートをつくる时候にもその資材を使いながらコンクリートを作っているとそういう事も言っていました。なので、公園を作って大規模に造成するところには、行先のないスラグを大量に埋めるんじゃないかと。

私はその時に、現場を見に行った時に、私たちが使う川が下に流れていて、400 町歩に使う用水なんですよ。問題ないのかなと思ってはいましたけれども、大丈夫だよ、害はないよと言っていましたけれども、そこは秋谷さんも言っていましたけれども、そういうアセスメントとか何か、R E R が出来たときから問題あったので、煙とかそういうことで。いろんなこと開発していますけれども、追って報告してもらおうとか監視した方がいいのかなと思う部分はありました。

以上です。

○5 番（木村孝芳委員）

ちょっといいですか。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

はい、木村委員。

○5 番（木村孝芳委員）

今、現場を見たという話で非常に重要な話をしている。

買った後に、市役所に公園をつくるという時に、土盛りするために自分のところに廃棄物を出したわけでしょ。廃棄物をもう既に埋めているでしょ。法律的に問題ないの。

○事務局

廃棄物を今、埋めているわけでは。

○5 番（木村孝芳委員）

今じゃなくて、令和元年から公園の整備の前に廃棄物を埋めているんじゃないの。更地になっているとしゃべったじゃない。

○事務局

令和 3 年くらいまでは普通に田をやっている状態でした。なので埋めているということはないです。

○5 番（木村孝芳委員）

埋めることには許可もらっているの。スラグとか。

○事務局

まだ、埋めてはいないですけども。

○4番（工藤隆正推進委員）

手前側は、もう埋めている。

○事務局

手前側の農地じゃないところは埋めています。

○4番（工藤隆正推進委員）

違います。農地ですよ。田んぼでしたよ。

○事務局

今回の申請場所ですか。

○4番（工藤隆正推進委員）

いやいや。

○事務局

今回の申請場所ではないということによろしいですか。

○4番（工藤隆正推進委員）

そうだけれども、その前の黒く囲っているじゃないですか。川の手前側。

○事務局

川の手前、中に入っすぐの場所ですか。

そこは過去に開発許可を取っている場所です。

○4番（工藤隆正推進委員）

そこにも。

○事務局

そこは許可を取っていると思います。

○4番（工藤隆正推進委員）

投げているんじゃなく。

○事務局

なるほど。そこは取っていますけれども、今の場所はまだ埋め立てしていません。

○4 番（工藤隆正推進委員）

そうそう、そうです。

でも、投げるよ。

○事務局

埋め立てで盛土するために、産廃由来のスラグというものを使うということはお聞きしております。

○5 番（木村孝芳委員）

産廃の埋め立てって自分の土地で勝手にできるの。

○事務局

基準をクリアしているものを埋める。盛土として。県の基準だったり、J I S基準であったりを満たしたものを埋めていくということです。

○5 番（木村孝芳委員）

それは、これから。

○事務局

はい、許可が下りれば。

○5 番（木村孝芳委員）

許可って農地法の。

○事務局

農地法の転用の。

○4 番（大柳建秀委員）

それ、産業廃棄物処理法とは？

○事務局

産業廃棄物処理法という話には。

○4 番（大柳建秀委員）

ならない。

○事務局

産廃にはならないです。スラグは許可済みの。

○4 番（大柳建秀委員）

すみません。発言を求めないでしゃべってしまいました。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

はい、安部委員。

○2 番（安部浩一委員）

私から2点ほど。

膳本の戸門の●●●のところ、地役権って設定されているんですけど、ここの土地に地役権ついているのか、よく見れば、高田朝日山を含めたところに地役権ついているんですけど、今の開発をしようとするところに対して地役権ってついているんですか。

○事務局

登記簿の●●●の件だと思いますけれども、ここ東北電力の電線の下になっておりまして、電線の通るところに地役権を設定するかたちになりますので、ここは地役権設定されています。

○2 番（安部浩一委員）

これって、今の開発に関しては一切支障ないの。

○事務局

支障はないです。

○2 番（安部浩一委員）

支障ないですか。もう1点ですが、重複するようで申し訳ないんですが、仮登記がついた時点で、その前の年までは農地として耕作していたという理解でよろしいですか。

○事務局

はい、写真を見た限りでは、あぜとか畦畔が残っているような状態であったり。

○2 番（安部浩一委員）

それは、理解できますけれども、その後売買が決まって仮登記をつけたにしてもですよ、その間、今まで耕作していないのは、何らかの理由がある。

それとも、それってどうなんですかって、前にも私この話をしたことがある。他のことでもありました。買ってから耕作していないで、そのままほったらかしにして、今まで作っていて売ったから関係ない、買った人なりがしっかり耕作するっていう話じゃないですか。仮登記をつけたから買っている段階じゃない、関係ないやっていう話が農業委員会でまかり通るんですかってことを聞きたいんですよ。

○事務局

委員がおっしゃるとおりであるとは思いますが。実際、不耕作状態になってしまっていたのは確かでありまして、保全管理状態といいますか、草刈も最初の方はしていたようにお聞きしておりましたが、ここ2年くらい耕作していないのは事実です。

○2 番（安部浩一委員）

だから、そういうのがありながら、許可を下すというのは、農業委員会が反対しても県が良いとしゃべれば、それまでなのかもしれません。農業委員会は意見を出すだけですから。

だとしても、それがまかり通るのであれば、なんでもありですよ。私、前にもそれは話をしたことがありましたけれども、未だ改善にならなくて、従来にならっているっていうのも少し農業委員会の質をおとしめる権威をおとしめる一つの理由じゃないの。何のために農業委員会があるのって私はいつもそう思っていますけれども、それについてはどうなんでしょうか。

○事務局次長

質をおとしめるっていう話ですけども、最終に決定するのはこの場でございます。従いまして、この場で拒否になれば、それは否定されますので、最終結果はあくまでもみなさんのところにあります。だから、おとしめるということはないと思います。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、秋谷委員。

○5 番（木村孝芳委員）

資料が揃っていない審議不十分ってことで次回に回せばいいじゃないですか。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、木村委員。今、秋谷委員の質問ですから。

○1 番（秋谷進委員）

工藤さん、そこに公園つくって盛り土すれば、下流の方に影響でるものですか。

○4 番（工藤隆正推進委員）

出るというか、そのスラグが問題なければいいけれども、そこから染み出たものが雨水とかの、それが害があるならやばいです。

○1 番（秋谷進委員）

もし、埋設するスラグが問題ないような状況なら。

○4 番（工藤隆正推進委員）

それは聞いていません。

○1 番（秋谷進委員）

どこに確認すればいいのかな。

○事務局次長

議長にお話し申し上げたいんですけども、この件につきましては、みなさんも議論があり、規模が大きいことと、今まで我々が経験したことがないものでありますので、今回、特別青南商事の担当の方をお呼びしております。従いまして、例えばスラグの害があるのではないかどうかということにつきまして、あるかないかと判断できませんので、もしよろしければご担当の方を呼んで、改めて話をしてですね。

○5 番（木村孝芳委員）

質問。青南商事の誰来るの。

○事務局次長

ご担当の方です。

○5 番（木村孝芳委員）

代表権者。

○事務局次長

代表者ではないです。

○5 番（木村孝芳委員）

話にならない。権限がないじゃないの。

○議 長（西澤清光会長職務代理人）

権限がないんじゃないなくて、今質問に答えられる人材が来ているということなんです。

○事務局次長

そうでございます。

○議 長（西澤清光会長職務代理人）

許可します。入場させてください。

（株式会社青南商事 ●●●●氏 入場）

○議 長（西澤清光会長職務代理人）

そうすれば、お名前とどういう関係の方なのかご紹介いただければ。

○株式会社青南商事 ●●●●氏

みなさん、はじめまして。株式会社青南商事総務課の●●●●と申します。今回の農地転用の事務の担当をしております。よろしくお願いします。

○議 長（西澤清光会長職務代理人）

当事者の関係者がみえていますので、質問・意見のある方は述べてください。

○議 長（西澤清光会長職務代理人）

はい、秋谷委員。

○1 番（秋谷進委員）

今日のご苦労さまです。1 点お尋ねしたいです。スポーツ広場を作る最大の目的、どういう目的で作ることにしたんですか。

○株式会社青南商事 ●●●●氏

当社は、女子ラグビーをはじめ、スポーツに対してサポートしていく姿勢をずっと持っておりまして、田舎館村の方でも室内のラグビーの練習場を持っています。今後ますますそういった方面に力を入れていこうと考えておりまして、山の競技場というのも考えておりました。色々探していたんですけれども、なかなかなくて、そういった時に青森市の戸門の方に可能性のある土地



があると聞きましたので、関係者の方々と相談しながら進めて、今回の申請に至った次第です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

よろしいですか、秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）

会社の福利厚生の一環としてというふうに理解してよろしいですか。

○株式会社青南商事 ●●●●氏

従業員も含めてですけれども、青森市民の方、スポーツに限らず、さまざまなレクリエーションですとか広く使っていただきたいということで、使用料は無料というかたちです。冬季間は雪のため利用できないんですが、それ以外は、ラグビー、サッカーいろんなスポーツをはじめ遠足ですとか、いろんなイベントにも利用していただきたいと考えています。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

はい、木村委員。

○5番（木村孝芳委員）

登記簿謄本では令和元年に仮登記で売買していますよね。関係者2人ですか。

○株式会社青南商事 ●●●●氏

申請者は3名の方です。

○5番（木村孝芳委員）

3名ですか。実際、令和元年の前から、どっちから声をかけているんですか。買いたいとか売りたいというか。

○株式会社青南商事 ●●●●氏

その辺のいきさつというのは、私も詳細はわからないのですが、かねてから地元の町内会のほうとはRER青南商事等で営業している関係上、打合せ等で会う機会があったと聞いています。その中で我々が営業している青南商事の青森支店、青南RERの駐車場の近くにそのような土地があるというのはわかっていましたので、ちょっと話をしたところ、そのような話に進んでいったということになっています。

こちらの方から特にあそこの土地に対して譲ってくれとか、そういう話はしていないと聞いています。

○5 番（木村孝芳委員）

地元の町会の方から、その話があったということなんですか。

○株式会社青南商事 ●●●●氏

それは町会からというのではなく、我々の方から、こういう平場を探しているということを伝えて、それに対して、そのような話になったと聞いています。

○5 番（木村孝芳委員）

それは、平成の時代ですか。

○株式会社青南商事 ●●●●氏

そうですね。いつからというのは私もわかりませんが、話を進めていく段階では、契約は別としてそのような打ち合わせは進んでいたと思います。

○5 番（木村孝芳委員）

仮登記してから2年間は何も動いていないが、その理由は。

○株式会社青南商事 ●●●●氏

当初の計画がこの時期だったので、それに則しているんな契約等の手続きを進めていったのですが、農振除外の計画に対して協議が発生しまして、時間がかかってしまったということになります。

○5 番（木村孝芳委員）

そうすると、今の話では令和元年の仮登記からもう役所と接触したってということですか。

○株式会社青南商事 ●●●●氏

役所とは話していません。実際に話をしたのは令和3年ごろだったと思っています。

○5 番（木村孝芳委員）

だから、令和3年まで2年間ほったらかしなんですよ。

○株式会社青南商事 ●●●●氏

正式な交渉等はしていなかった感じですね。

○5 番（木村孝芳委員）

交渉というのは、役所との交渉。

○株式会社青南商事 ●●●●氏  
具体的な話はしていません。

○5 番（木村孝芳委員）  
なんで、買ったあとに、あるいは買う前から役所と交渉しなかったんですか。  
そこに縛りがかかっているの、覚えているでしょ。  
勝手に、役所関係の各段階を踏まないと建物とか公園もできないのは当然ご承知ですよ。  
だから、2年間何もしなかったんですよ。

○株式会社青南商事 ●●●●氏  
何もできなかったというか。

○5 番（木村孝芳委員）  
何もできなかった。どういう理由で。

○株式会社青南商事 ●●●●氏  
計画策定に時間がかかったということです。

○5 番（木村孝芳委員）  
計画策定とは社内の計画ですか。

○株式会社青南商事 ●●●●氏  
はい、それもあります。

○5 番（木村孝芳委員）  
そうすれば、社内の計画が決まらないうちに土地を買ったということになるんですか。

○株式会社青南商事 ●●●●氏  
土地を買う。まだ、買ってはいません。

○5 番（木村孝芳委員）  
売買契約をして仮登記になっているじゃないですか。

○株式会社青南商事 ●●●●氏  
仮登記はしていますけれども。

○5 番（木村孝芳委員）  
金払っているんでしょ。

○株式会社青南商事 ●●●●氏  
一部は払っています。

○5 番（木村孝芳委員）  
全額じゃないの。

○株式会社青南商事 ●●●●氏  
はい、そうです。

○5 番（木村孝芳委員）  
今回、許可が下りたら全額払うということですか。

○株式会社青南商事 ●●●●氏  
そうです。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）  
はい、一戸委員。

○3 番（一戸昭憲委員）  
3 番一戸です。整備の目的にある、サーマルリサイクル、コンクリートの製品は産廃扱いにはならないんですか。

○株式会社青南商事 ●●●●氏  
スラグのことでしょうか。

○3 番（一戸昭憲委員）  
そうです。

○株式会社青南商事 ●●●●氏  
スラグについては、産業廃棄物ではありません。

○4 番（大柳建秀委員）  
もっと、明確に。

○株式会社青南商事 ●●●●氏  
産業廃棄物ではありません。

(マスクを取って話してほしいとの声)

○株式会社青南商事 ●●●●氏  
すみません。廃棄物ではないです。

○3 番 (一戸昭憲委員)  
勉強不足で大変申し訳ないのですが、廃棄物とスラグの違いって説明できますか。

○4 番 (大柳建秀委員)  
溶融スラグね。

○3 番 (一戸昭憲委員)  
溶融スラグ。

○株式会社青南商事 ●●●●氏  
廃棄物っていうのは売買ができない、売ることができないものというのが一つありますけれども、溶融スラグについては建築資材として実際売買の対象になっておりますが、いわゆる有価物ということで廃棄物には当たらないということです。

○3 番 (一戸昭憲委員)  
あと、もう一つ。隣に大袋川って流れていると思うんですけども、この地権者の同意書って  
いうのは。

○株式会社青南商事 ●●●●氏  
大袋川の。農振除外申請の際に、水利組合等の関係者の同意書はいただいております。

○3 番 (一戸昭憲委員)  
もし、何か毒物とか出た場合の補償とかも全部その中に入っているの。

○株式会社青南商事 ●●●●氏  
はい、何かそういう事案が発生したら、すべて弊社の方で責任を持って処理するというふうな  
取り決めになっております。同意しています。

○3 番（一戸昭憲委員）

農業委員会には出さなくていいの。

○事務局局長

農業委員会は水利組合の管理は必要ないので、水利組合はその水利を管理しているところ、または県とかの管理という状況になっているので、県から権利が下りているというのかな、任せられているところなので、その水利組合と協議が済んでいるのであれば、それでOKになります。

○3 番（一戸昭憲委員）

わかりました。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

無いようですので、青南商事さんには退場いただきたいと思います。

（株式会社青南商事 ●●●●氏 退場）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

はい、木村委員。

○5 番（木村孝芳委員）

ローソンのコンビニの転用案件の説明のところですが、申請地は第1種農地であり、うんぬんって書いて、原則不許可であるが例外許可事由の一つって書いていますが、例外許可事由の一つっていうのは、これは農地法上の例外許可事由になっているんですか。

○事務局

そうなります。

○5番（木村孝芳委員）

ここに限らず、流通施設、休憩所、給油所その他ってありますけれども、もしコンビニとかそういうのが撤退したら次またコンビニになるんですか。

○事務局

ここの土地が、要件に合致している施設であれば許可になります。

○5番（木村孝芳委員）

でも、住宅は建てられないでしょ。

○事務局

ここは、例外の施設であれば建てられるんですけども、普通の住宅というお話ですか。

○5番（木村孝芳委員）

ここ市街化区域じゃないから。市街化区域なんですか。

○事務局

調整区域になります。

○5番（木村孝芳委員）

調整区域でしょ。市街地の編入されていないでしょ。勝手に住宅など建てられないじゃないですか。

○事務局

そうですね。建築の許可が必要です。

○5番（木村孝芳委員）

だから、そのローソンが撤退すれば、別なコンビニか社会的な許可事由の案件じゃなきゃできないでしょ。

○事務局

そうです。その要件であれば建てられますし、それ以外であればできません。

○5番（木村孝芳委員）

だから、ここに限らず、今後出てくる場合って全部そういう感じで市街化調整区域であれば、当初はローソンとかコンビニでやって、コンビニだって未来永劫にあるわけじゃないですよ。覚

えておいて。

○事務局

はい。

○5 番（木村孝芳委員）

動けなくなって撤退したら、その後に何ができるかって話だよ。

○事務局

こちらは、例外に列記されている要件以外は建てられないということです。

○5 番（木村孝芳委員）

それ、ちゃんと説明しているんですね。

○事務局

はい。

○5 番（木村孝芳委員）

わかりました。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

はい、秋谷委員。

○1 番（秋谷進委員）

資料の 12 ページに整備の目的とありまして、スラグを原料として盛り土するとうたってあります。私たちが将来的に一番心配なのは、そこから稲作とか畑に何か影響するものが出ないか、それが一番心配なわけです。工藤さんの説明では下流に 400 町歩くらい水田があるようですので、影響が出た場合はすぐ止めるとか、影響がないとか、その辺の何か確認するのが必要じゃないかと思えますけれども、事務局としていかがでしょうか。

○事務局

はい、青南商事と確認をとりながらやっていきたいと思えます。県とも連絡調整しながらやっていきたいと思えます。



○1 番（秋谷進委員）

今の農地転用に条件の確認書みたいなものをもらうというわけにいかないでしょうか。農地転用許可するにあたって。

○事務局

許可権者の県と相談させてもらえれば。県が必要だといえれば当然付してくるかなとは思いますが、3年間の経過観察は条件として入っているの、そこを込みでいいのかどうかというところも含めて、ちょっと確認させてもらいたいと思います。

○1 番（秋谷進委員）

県に申請するにあたって、こういう条件をつけるというのは大丈夫じゃないかなと思いますので、その辺確認しながら。一番怖いのはそこですね、将来的にね。造成した、公園ができた、その後水質に問題があって、下流の水田に影響を及ぼしたという事態が一番怖いので、その辺を担保して、どういう書類をとればいいのか、まだはつきりわかりませんが、事務局として工夫できないものでしょうか。

○事務局

実は昨年の1月に農業振興地域の除外の際に、そういうお話も青南商事で負担するとお話し済みとお聞きしておりましたので、改めて農地転用の場で、意見を付して報告をもらうというかたちが良いのかどうかというのを調べてみたいと思います。一旦、農業政策課の方でお話受け賜っているかもしれませんので、そこも確認したいと思います。

○1 番（秋谷進委員）

お願いします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、福士委員。

○15 番（福士修身委員）

私は反対ではございませんけれども、青南商事の件、今回保留にして来月みんなで現地確認をして、もう一回議論したらいいと思います。この場だけで判断するのは難しいんじゃないかなと思います。いかがですか。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

今、福士委員から来月、現場を見て判断した方がいいんじゃないかという意見がでましたけれど、いかがでしょう。

そうすれば、反対・賛成の挙手で伺いたいと思います。  
賛成の方、挙手をお願いします。

○2 番（安部浩一委員）

議長いいですか。決をとる前に、一言言わせてもらいたい。

今、保留にするのはいいんですけども、みなさんの疑問に思っているスラグの件とかそういう問題点を一つ一つあげてからの方がいいと思う。何が何かって整理しないままにそうやってもダメなんじゃないかなと思う。スラグの件に関して、私専門家ではないけれども、経験上からいくと、スラグって高熱で焼くんですよ。そうするとダイオキシンとかその場でもうほとんど焼却されていて、化学的データに基づいていて危険性はほとんどないんですよ。

みなさん、身近に使われているタイルとかいろんな部分にも入っているんですよ。それがわからないだけの話で、製品として確立されているもので、スラグに関してはそんな危険性は私は無いと思います。

ただ、今の話だと、全部が危ないのではなくて一つ一つ問題点を提起して、それを次にやるという話ならいいけど、何も問題点を整理しないでただ延期するのはどうなのかなと思うので。

一旦、整理した方がいいと思います。何を皆さんが聞きたいのか、何を疑問に思っているのか一人一人農業委員から聞いて整理した方がいいと思います。そうしたら相手も答えやすいと思うし。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、事務局。

○事務局次長

おそらく、安部委員がおっしゃったとおり、今の時点で賛否は難しいなという話と皆さん疑問があると思いますので、事務局の方で、会長、職代と相談して、どのような質問、みなさんからの質問・疑問をとっていか確認します。それをRERの方に投げかけまして、答えを確認して、それをまた皆さんのほうにお出しするようにしたいと思います。それが9月10日に間に合うか、その前にやれるか、時期の方は別途相談させてください。

以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局から意見の集約ということで出ましたけれども、福士委員の意見もありますので、どちらがいいのか。

はい、澤田委員。

○9 番（澤田今日一委員）

私は、聞く以上は何が疑問なのか、スラグなのか、それとも仮登記した時のそれが問題なのか。そういうのをここでちゃんと決めて、スラグはスラグでデータ出してもらえばいいんだし、仮登記はしたからってやるやらないは会社の問題になってくると思うのさ。それこそ余裕ある会社は2年も3年も投げているかもしれないし、余裕ないところはキチキチっやっていかないとならぬし、そういうところちゃんとやらないと相手も困ると思うのさ。何を答えていいか困るので、何を聞きたいのか、みんな決めてください。スラグが問題なら、スラグのデータを出してもらえばいいだけの話でしょ。お願いします。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

はい。澤田委員から意見がありましたけれども、意見を集約してからということよろしいでしょうか。

○各委員

（異議なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

青南商事の件を除く本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

次に、議案第33号及び第34号は関連がありますので一括審議の議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が5件、利用権設定が4件の合計9件であります。

個別の内容につきましては、所有権移転の案が7ページ目から8ページ目に記載しております。

利用権設定の案が9ページから10ページに記載しております。

これら農用地利用集積計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしていると判断しております。

なお、議案第34号につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、当該利用集積計画(案)決定後における、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められているものであります。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、8ページの所有権移転申請番号31番の審議を行うにあたり、三上紘史委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(三上紘史委員 退席)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

三上委員を入场させてください。

(三上紘史委員 入场)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○5 番（木村孝芳委員）

すみません、今議案の第 33 号。何ページまでやったんですか。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

第 33 号と 34 号です。

○5 番（木村孝芳委員）

34 号。じゃあ質問します。

議案の第 34 号で備考のところ 9 ページ 10 ページですけれども、機構からの転貸理由、農作業委託からの切替えと書いているんですけれども、この農作業委託する場合の契約書って確認しているんですか。農業委員会では。

○事務局

こちらの手続きに関しては農業政策課が窓口になっておりまして、農業政策課で確認したうえでやっているものと認識しております。

○5 番（木村孝芳委員）

そうすると、農作業した人は確定申告しているんですか。その部分について。

○事務局

そこは、農業委員会の事務局で確認しているものではないです。

○5 番（木村孝芳委員）

そうすると、口だけで農作業委託ということはできるんですか。

契約は口頭でもできるんだけれども、あなた達が第 3 者だとすると、農業政策課が農作業委託をしているかどうかって書類で確認しているかってことを書類では確認していないんですか。

○事務局

農業委員会として確定申告等の資料を見せてもらっているものではないので、お答えはここではできないんですけれども。

○5 番（木村孝芳委員）

農業政策課は確定申告の書類を確認しているんですか。

○事務局

そこは、申し訳ありません。わかりません。

○5 番（木村孝芳委員）

次、教えてください。

○事務局

はい、次から確認するようにします。

○5 番（木村孝芳委員）

いや、農業政策課が確認しているかどうかを教えてください。

○事務局

わかりました。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

それでは、本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、当該計画等は決定といたします。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

次に、議案第 35 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案は、農地中間管理機構が利用権の設定を受けている農地について、貸し手と機構との契約はそのまま、借り手のみを変更するに当たり、農業委員会が、農用地利用集積等促進計画の作成を機構に要請し、最終的には、県知事が計画を認可・公告することになるものであります。

本案の農用地利用集積等促進計画（案）は利用権設定が 1 件であり、個別の内容につきまして

は、11 ページに記載のとおりであります。

これら農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各号を満たしていると判断しております。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、本案について、農用地利用集積等促進計画の作成を青森県農地中間管理機構に要請することにご異議ございませんか。

○事務局

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第 16 号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内の農地の転用を目的とした所有権移転に関する届出が 3 件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第17号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の賃貸借契約の合意による解約が4件となっております。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○事務局

(了承)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、その他に移りますが、皆様から何かございますか。

○2番（安部浩一委員）

ドローンの作業委託について

○4番（工藤隆正推進委員）

視察研修について

(報告が欲しい、見学先を増やしてほしい)

○事務局次長

視察研修について

(参加者に個別に聞いていただきたい)

(秋田県農業試験場について)

○事務局

公務災害補償制度について

東青地区農業委員会大会の開催について(8月20日(火) アップルパレスで開催)



## 吉野田地区の樹園地見学について

### ○事務局

次回の月例総会は、9月10日（火）午後1時から、場所は「浪岡中央公民館1階大ホール」での開催となりますので、よろしくお願ひします。

### ○議長（西澤清光会長職務代理者）

これもちまして、令和6年度第5回 青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。